

55. 「宮城県」の県名の由来

問 宮城県の県名が「宮城」となったのは、どんな理由からですか。

答 戊辰戦争の結果、旧仙台領はすべて収公され、改めて名取・宮城・黒川・加美・玉造及び志田の一部⁽¹⁾28万石が伊達宗基に下賜されました。明治2年3月、伊達宗基は版籍奉還を新政府に願い⁽²⁾出て、6月17日に許可され、「仙台藩」という新国家の地方行政単位が新設されたのでした。この「仙台藩」は、やがて、明治4年7月14日の廃藩置県によって、「仙台県」となります。⁽³⁾ところが、この「仙台県」は、翌5年1月8日突然、『仙台県ヲ宮城県盛岡県ヲ岩手県ト改称候事』⁽⁴⁾という一片の太政官布告によって、「宮城県」と改称され、その県名が今日に至っているのであります。

県は、現在のような自治体ではなく、中央政府の出先機関でしたので、県名の決定権なども一切中央にあり、このことについての理由などは、勿論公表された何物もありません。唯、結果からしていえることは、宮城郡の郡名を探ったのであることは確実であります。同列に改称した岩手県が、岩手郡の郡名を探っているのと同様であります。

後になって、このような県名改称について論及したものに、「府藩県制史」（宮武外骨）があります。その中に『当時の府県監督庁は大蔵省であり、大蔵卿は大久保利通（鹿児島）次官の大蔵大輔は井上馨（長州）であった。井上馨の発案で順逆を県名に表示したものと伝えられます。

名古屋藩→名古屋県→愛知県（尾張国愛知郡）

水 戸〃→水 戸〃→茨城県（常陸国茨城郡）

岩 槻〃→岩 槻〃→埼玉県（武藏国埼玉郡）

高 崎〃→高 崎〃→群馬県（上野国群馬郡）

仙 台〃→仙 台〃→宮城県（陸前国宮城郡）

盛 岡〃→盛 岡〃→岩手県（陸中国岩手郡）

〔忠勤県名の例：鹿児島藩→鹿児島県・高知藩→高知県他〕』とあります。

この書と同様の所説が、次の諸書に見られます。

1. 「府県合併とその背景」（林 正巳）

『…朝敵藩仙台の名を避けて宮城県にした…政府の所在郡名、陸前国宮城郡仙台勾当台通にちなんで、宮城県として仙台をことさら回避している点が注目される。このような事例は朝敵藩であった各地にみられる。仙台藩もこの例にもれず、分割・編入などにもまったく地元住民の抵抗もなく、これにしたがって県域を確定したことにある。』

2. 「宮城県百科事典」（河北新報社編）

『県名の由来

1871年(明治4)仙台藩は仙台県となったが、政府部内に仙台という名は過去の雄藩を連想させるとして、翌年1月8日宮城県と改称したといわれる。宮城県という名は、当時仙台城があった郡名「宮城郡」の名がとられた。』

ところで「宮城郡」の郡名は極めて古く、次のように古典に現われます。

1. 「続日本紀」（しょくにほんぎ）

『称徳天皇天平神護二年〔766〕十一月己未（七日）以陸奥磐城宮城二郡……』⁽⁵⁾

2. 「類聚国史」〔るいじゅこくし〕

『舒明天皇三年〔631〕七月。宮城郡松島八幡……』⁽⁶⁾

3. 「和名類聚抄」〔わみょううるいじゅしょう〕（源順）

『陸奥國……宮城郡…』⁽⁷⁾

この宮城の名称の由緒については諸説があり、定説はありません。「都道府県名と国名の起源」（吉崎正松）は、次のように記しています『宮城 美也木（和名抄の訓）

県名は、古代から由緒ある宮城郡の名を取ったもので「続日本紀」の天平神護二年（766）の記事を初見とする。宮城の名称について、新井白石は「松島記」に、宮城の名は、けだし神聖の墟の故として、神の坐す所、塩釜神社の鎮坐する聖地と解したようであるが、小林清治は、これは文字に拘泥した考えであるとして排し、宮城は、屯倉から来た名称であるとする。屯倉とは大化改新以前の大和朝廷の直轄地で、租稻の収納倉庫とその管理者のいたところで、このミヤケの名称がミヤギの名となり、好字〔よきな〕を用いて宮城と書かれたものであろうという。「和名抄」に、宮城郡宮城郷がある。高橋富雄は、大和朝廷の勢力がここに及んでいたことは認めるが、屯倉があったかどうかは疑問である。宮城の名は字の通り、宮なる城のあった所の意で、宮は神の宮ではなく大王の宮であり、多賀城である、とされる。当時多賀城は大和朝廷の対蝦夷政策の一線基地で、国府と鎮守府とを兼ねていたことを重視されるのである。』

その後宮城県の県域は、度重なる分合が行われて、現在の状態に確定したのが、明治9年8月21日のことでした。それから12年後の明治21年、時の宮城県知事松平正直が、県名変更についての伺書を上申したことがあります、沙汰止みとなつたことがありました。この年、皇居を「宮城」と称することになった時、県名の「宮城」と同一であつては畏れ多いとの、同名敬諱〔けいき〕の旧慣から出たものでした。「府藩県制史」（宮武外骨）に『宮内省告示第六号 皇居御造営落成ニ付自今宮城ト称セラル 明治二十一年十月二十七日 宮内大臣土方久元 此時、仙台の宮城県知事松平正直より宮内大臣へ伺書を出した、其伺書の要点、読みは異なるが（キウジャウとミヤギ）同じ宮城の字を書くこと畏れ多し、県名を改称せんか、如何との意であった。それに対して宮内大臣よりは「其儀ニ及バズ」との指令でケリをつけた。』とあり、その引用が「府県合

併とその背景」（林 正巳）の中にもあります。

注(1) p. 47注(1)参照。

注(2) p. 288注(3)参照。

注(3) p. 61注(12)参照。

注(4) 「廃藩置県詔書」『朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙セント欲セハ宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ儀ヲ聴納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ数百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県ト為ス是レ務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ 明治四年七月十四日』

「太政官布告」〔明治四年七月十四日〕『藩ヲ廢シ県ヲ被置候事』

注(5) 「日本書紀」の後を承け文武天皇〔679〕から桓武天皇〔791〕までの編年体の史書。藤原継繩・菅野真道らが桓武天皇の勅を奉じて延暦16年〔797〕撰定。六国史〔りっこくし〕の一、六国史についてはp. 242注(7)参照。

注(6) 勅撰の史書。200巻、目録2巻、帝王系図3巻。菅原道真編。寛平4年〔892〕成る。「日本書紀」以下「文徳実録」に至る5国史を神祇・帝王・後宮・人・歳時・政理・刑法・職官などの部門に分類して収録。「三代実録」の記事は後人の加筆。後散逸したものを江戸時代に集めて61巻とし、文化12年〔1815〕出版。

注(7) p. 118注(1)参照。

注(8) p. 301注(3)参照。

注(9) 「宮城県の歴史」（高橋富雄）に次のように記してある。『仙台県の成立とともに仙台城内の藩庁は旧藩校養賢堂講堂に移った。それは仙台藩政からの最終的な離別を意味した。十一月二日、仙台県は、旧仙台藩のうち名取・宮城・黒川・賀美・志田五郡のほかに、角田県の宇多・刈田・柴田・伊具・亘理の五郡、および登米県のうち、仙台県所管以外の志田・遠田・桃生・牡鹿の四郡をあわせて、旧仙台領内を大きく近代的に再編成した。しかし反対に、仙北の玉造・栗原・登米・本吉四郡は一閥県に編入されて、北部区域の境界は、まだ最終的な固定をみなかった。なお、一閥県は、明治四年十二月十三日、水沢県と改まり、翌五年一月八日、登米・栗原・本吉三郡だけを水沢県にのこし、仙台県は宮城県と改称になった。明治八年十一月二十八日、水沢県は磐井県と改称、玉造郡はまたその中に編入された。明治九年四月二十二日、宇多・刈田・伊具・亘理四郡を割いて磐前県〔いわさきけん。p. 385の137「磐前県」はどう読むのか参照。〕を建てた。そのかわり磐井県の四郡はすべて宮城県に編入された（四月十八日）。九年八月二十一日、宇多郡をのぞく磐前県はすべて宮城県に合併し、県域は最終的に確定した。

近代宮城の基礎もここになった。』

注⑩ p. 123注(3)参照。

資料 府藩県制史（宮武外骨）

府県合併とその背景（林 正巳）

宮城県百科事典（河北新報社編）

56. 「けさらんばさらん」とは

問 「けさらんばさらん」とは、どんなものですか。

答 「けさらんばさらん」とは、10年周期位で話題に上ってくるもので、白粉を入れた小箱の中などに秘蔵されている、白い小さな毛玉のことです。正体が曖昧なだけに、却って神秘な魔力をもつものとされています。この「けさらんばさらん」に関する資料には、次のようなものがあります。

1. 「仙台方言」（藤原 勉。「仙台市史」第6巻の内）

『ケサラ・パサラ

（廃語）ヘーサラ・バサラともいう。

仙台方言考（伊勢斎助）「けさらばさら 旧仙台城中ニ御仲奥ト云フ女中共ノ詰所ノ部舍アリ
其女ドモ我身ノ栄達ヲ祈ル為メ玉手箱ノ内ニ秘蔵スル品ナリ物質ハ兔毛ノ玉ニ成リタル如キモノナリ諺ニ云、大風ノ時、飛来ルヲ捕獲シテ置クナリト云フ」

昭和二十五年秋、岩沼の竹駒神社祭典の時、奥の院の狐の来る所に参詣したが、同行の天江富弥氏「今お稲荷さんがさっと飛び去った、ケサラパサラをおいていかなかったか」とさがしていた。昭和二十六年二月、県史編さん常任委員只野淳氏の報告中、本吉郡馬籠村のキリシタン遺跡調査中、津谷町の一老婆からきいた話に、同女が一握りの茶っぽい髪の毛の玉を持って居り、押すと中心が固く、ケサラパサラと唱えると動き出すという。また山薦鶴治氏の談に栗原郡の同氏の伯母さんがそれを持って居り、白いフクサにつつんで秘蔵していたが、兎の毛の玉のようなもので、生きものであり白粉をたべものとして居り、これを所持していると福が来ると言つて居り、誰にも見せなかつたという。佐々木喜一郎氏（生物学者）の談によると、これは牛が身体をなめまわしているうちに口にはいった毛がたまりたまって一個の玉となり排泄されたものであり、求めようとしても容易にあるものではないから珍重されるのだが、別に用途があるわけではないという。山形県ではテンサラバサラという（佐藤先民氏・民間伝承十六ノ